

○ インボイス制度における特例②（出張旅費等特例）

出張旅費等特例

- > 従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、日当等（以下「出張旅費等」という。）のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存による仕入税額控除が可能。
- > この点、出張旅費等に係る**社内規程や基準の有無にかかわらず**、また、**概算払いによるものか、実費精算によるものかにかかわらず**、**通常必要であると認められる部分※は特例の対象**となる。

※ 「通常必要であると認められる部分の金額」は、所得税基本通達9-3《非課税とされる旅費の範囲》の例により判定する（＝所得税が非課税の範囲で特例の対象となる）。なお、「通常必要であると認められる部分の金額」を超える部分は使用人等に対する「給与」として、仕入税額控除の対象外となる。



【ケース①】 社内規程で、「1回の旅行当たり3,000円」とある一方、所得税非課税の範囲は10,000円と認められる場合に、8,000円支給した ⇒ 8,000円が特例対象となる。

【ケース②】 何らの規定もないが、社員が出張にかかった交通費10,000円を実費で請求してきたので、支払った ⇒ 10,000円が通常必要と認められるのであれば、特例対象となる(注)。

(注) 実費精算が用務先に直接支払っているものと同視しうる場合、通常必要と認められる範囲か否かに関わらず、インボイスの保存により仕入税額控除が可能。その場合、3万円未満の公共交通機関など、他の特例の対象になるものであれば、帳簿のみの保存で仕入税額控除可能